

沼田市第六次総合計画

【概要版】

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田

平成29年3月
群馬県沼田市



『こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田』 を目指して



私たちのまち「沼田市」は、豊かな自然環境、先人たちが築き継承してきた歴史・文化を有するまちです。

本市では、これまで平成28年度（2016年度）を目標年度として平成18年9月に策定した「第五次総合計画」を市政運営の基本指針として、「水と緑の大地 田園空間都市」をまちづくりの将来像に各施策の推進に努めてきました。

しかし、この10年間の社会情勢は圧倒的な速度で変貌しており、厳しい財政状況、新たな行政需要に的確に対応できる体制づくりが求められています。

また、従来の行政主導による「足し算型」、「右肩上がり型」の施策展開は既に限界を迎えており、今後は市民の視点を重視し、市民との共創・協働による本市独自の施策への転換が必要となっています。更に、加速度的に進む人口減少・超高齢化社会への対応は、本市においても早急に取り組まなければならない最重要課題となっています。

このような社会情勢を踏まえて、沼田市第六次総合計画は、本市のまちづくりの基本となる、「沼田市民憲章」と「森林文化都市宣言」の理念を引き継ぎ、市民が快適で安全な暮らしを営むことのできる持続可能な市政運営を目指す基本指針として策定したものであり、“ものの豊かさ”よりも“こころの豊かさ”を大切にする、一人一人が輝くまちづくりを進めていくものであります。

計画の策定にあたって、ご審議をいただいた総合計画審議会委員の方々、意識調査や市民構想会議を通じてご意見をいただいた皆さんをはじめ、さまざまな機会を通じてご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」の実現にご支援、ご協力をお願いいたします。

平成29年3月

沼田市長 横山公一

はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで平成28年度（2016年度）を目標年度として平成18年9月に策定した「第五次総合計画」を市政運営の基本指針として、「水と緑の大地 田園空間都市」をまちづくりの将来像に各施策の推進に努めてきました。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成26年度から始まった「地方創生」など、地方自治体を取り巻く環境に大きな変化がありました。

本市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」、「森林文化都市宣言」の理念をふまえつつ、地方分権への対応と人口減少時代の地方創生など、こころ豊かな暮らしが実感できる沼田市を創造していく必要があります。

「第六次総合計画」は、一人一人が輝くまちづくりの方向と施策の具体的展開を示すものです。

2 計画の期間

総合計画は、まちづくりの将来像を実現するため総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示すものであることから、長期的な視野に立った内容が求められます。このため、第六次総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）を最終年度とする10か年計画とします。

3 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

①基本構想

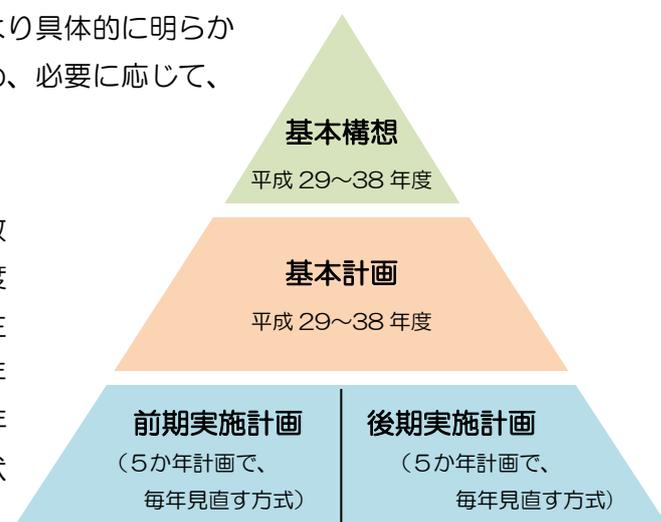
基本構想は、「沼田市」の将来に希望が抱ける都市像を示すとともに、これを達成していくための基本的な考え方を明らかにします。

②基本計画

基本計画は、基本構想の具現化に向けた施策の展開を図るため、計画期間中の主要重点施策の考え方と方向性をより具体的に明らかにします。ただし、時代の変化等に対応するため、必要に応じて、変更、修正を行います。

③実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図るため、財政状況を踏まえながら、計画期間中の平成29年度から平成33年度までの前期5か年に推進する主要な事務事業を掲げ、ローリング方式により毎年度見直すものとし、平成34年度から平成38年度までの後期5か年についても、その後の財政状況や前期計画の実績等を踏まえて策定します。



まちづくりの目標（基本構想）

1 まちづくりの理念

①沼田の風土を育んできた豊かな自然の保全と歴史・文化の継承

本市の普遍的なアイデンティティである恵まれた豊かな大自然や先人が築いてきた歴史・文化を保全・継承する、“暮らしの舞台づくり”を推進します。

②誰もがこころ豊かな暮らしを実感でき、元気で誇りと愛着の持てるまちの実現

まちの主演である市民の暮らしを重視し、日々の暮らしに豊かさを実感し、まちに対する誇りや愛着を持てるまちを実現します。

③市民が主役の市政運営と市民と力を合わせる市政の推進

市民が地域づくりの主役として市政運営に積極的に参画し、市民と行政が力を合わせる協働を進め、こころ豊かな社会、生活者が自立して暮らせるまちを創造します。

2 まちづくりの将来像

市民の交流を深めながら、住む人にとっても、また、訪れる人にとっても居心地のよいまちを創造するため、まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

こころ豊かに暮らし、
しあわせを実感できるまち 沼田

3 将来目標人口

沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの長期的展望を受けて、第六次総合計画の目標年次（平成38年）における目標人口を44,700人とします。

近年の傾向で推移すると平成38年には42,900人になると見込まれますが、人口増加に係る施策を推進することによって、44,700人を見込むことができ、これを将来目標人口とします。

このため、

- 第一に、20歳代から40歳代までの若年層・子育て世代の転出を抑制する、
- 第二に、子育て支援策を充実・推進し、合計特殊出生率の大幅な改善を図る、
- 第三に、子育て後世代のUターンを促進し、50歳代以上の社会減を解消する、

の重点施策に取り組めます。



施策の大綱・基本計画

第1章 保健・医療・福祉（ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり）

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちづくりを進めます。このため、高齢者等の地域包括ケアシステムの構築をはじめ、少子・高齢化社会へ対応する諸施策を積極的に展開して、保健・医療・福祉の総合的かつ継続的なサービス提供を推進します。また、若者の結婚の希望をかなえるため、出会いの場づくりを進めるとともに、ニーズに応じた子育て支援サービスやワーク・ライフ・バランスの普及、介護サービスの基盤整備、地域医療の充実を図ります。



第2章 自然環境・生活環境（人と自然にやさしい持続可能なまちづくり）

本市の有する豊富な自然は、存在そのものが地域を豊かにしており、その魅力を維持・継承するとともに、スポーツやレジャーなどの場として活用します。さらに、環境にやさしく、こころ豊かに快適に暮らせる生活環境の整ったまちづくりを進めます。良質な環境を創造するため、豊かな自然環境の保全とともに、環境保全意識の向上や公害対策、環境衛生の充実、循環型社会の形成を図ります。

また、安心して暮らせるよう、関係機関と連携した防犯まちづくりを推進するとともに、交通安全対策の推進、消費生活の安定、防災まちづくりの推進、消防力の強化、国民保護の推進に努めます。



第1節 生涯にわたり健康で暮らせるまちづくりを進めます（保健・医療）

- （1）生活習慣病予防の推進
- （2）こころの健康づくりの推進
- （3）感染症予防対策の推進
- （4）医療体制の充実

第2節 地域で支え合う福祉力を高めます（地域福祉）

- （1）ボランティア活動の促進
- （2）社会福祉協議会活動の促進
- （3）福祉教育の推進

第3節 高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます（高齢者支援）

- （1）生きがいづくりの推進
- （2）地域包括ケアシステムの構築

第4節 未来を担う世代を育みます（次世代育成）

- （1）結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援体制の整備
- （2）親子の健康づくり
- （3）地域の子育て支援の充実
- （4）保育サービスの充実
- （5）教育・保育環境の充実

第5節 障害のある人の生活の安定を図ります（障害者支援）

- （1）社会参加と自立支援
- （2）障害福祉サービスの充実

第6節 安心して暮らせるようセーフティネットを強化します（社会保障）

- （1）国民健康保険
- （2）後期高齢者医療
- （3）国民年金の普及
- （4）生活困窮者支援
- （5）介護保険

第1節 自然環境を保全し、水と緑を守ります（環境保全）

- （1）水と緑の環境整備
- （2）環境保全意識の啓発
- （3）公害対策の推進
- （4）環境衛生の推進

第2節 環境負荷の少ない、未来にやさしいまちをつくります（循環型社会の構築）

- （1）適正なごみ処理の推進
- （2）リサイクルの推進
- （3）省エネルギー化の推進
- （4）再生可能エネルギー利用の推進

第3節 安心して暮らせる地域づくりを進めます（防犯、交通安全、消費生活）

- （1）防犯まちづくりの推進
- （2）交通安全対策の推進
- （3）消費生活の安定

第4節 日頃から危機への対応力を高めます（防災、国民保護）

- （1）防災まちづくりの推進
- （2）地域防災の強化
- （3）国民保護に係る市民意識の向上



施策の大綱・基本計画

第3章 教育・文化（未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり）

少子・高齢化、情報化、グローバル化など、社会情勢の目まぐるしい変化に対応し、生涯にわたる学びを通して、豊かな心、たくましい意志、高い知性、優れた創造力をもった、心身ともに健康で活力あるひとづくりを目指して、教育行政を推進します。

学校教育の充実、生涯学習の振興、文化・芸術活動の推進、青少年の健全育成、スポーツの振興など、ひとづくりを推進します。



第4章 都市基盤（歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり）

身近な生活圏で行政サービスや都市機能が享受できるまちづくりを推進するとともに、広域的な生活を支える都市基盤を整えます。

魅力ある都市空間の形成を図るとともに、市民の生活に欠かせない公共交通の確保、市街地や農村集落における居住環境整備、公園・緑地の計画的な整備を推進します。

また、上水道や下水道（汚水処理）の整備、雨水排水の徹底を図ります。



第1節 たくましく生きる力を育む学校教育を推進します（学校教育）

- （1）幼児教育・幼稚園経営の充実 （2）義務教育の充実

第2節 学ぶ喜びを実感できる学習活動を推進します（生涯学習）

- （1）生涯学習推進体制の充実 （2）学習機会の拡充 （3）学習環境の整備・充実

第3節 文化・芸術活動を創造します（文化・芸術）

- （1）文化芸術活動の推進 （2）文化施設の充実 （3）文化財の保護と活用

第4節 青少年の健全育成を推進します（青少年健全育成）

- （1）社会参加活動の推進 （2）青少年健全育成の推進

第5節 生涯にわたるスポーツ活動を推進します（スポーツ）

- （1）スポーツ機会の充実 （2）スポーツ施設の整備・充実
（3）競技スポーツの推進



第1節 魅力のある都市空間の形成を図ります（中心市街地、道路、まちづくり）

- （1）街なか再生の推進 （2）市街地の整備 （3）秩序ある土地利用
（4）道路網の整備 （5）道路施設のメンテナンス
（6）ユニバーサルデザインのまちづくり

第2節 利便性の高い地域交通の充実を図ります（公共交通）

- （1）公共交通機関（路線バス）の充実

第3節 快適な住環境を創出します（住宅、公園・緑地、景観）

- （1）集落環境の保全・整備 （2）住宅の整備（公営住宅） （3）空き家対策
（4）公園・緑地の整備 （5）景観の保全

第4節 上下水道の充実を図ります（上水道、下水道）

- （1）上水道等の整備 （2）下水道（汚水）の整備 （3）下水道（雨水）の整備

施策の大綱・基本計画

第5章 地域経済（ブランド力と交流による元気創生のまちづくり）

活力に満ちた産業振興を進め、経済の強化、販路の拡大を図ります。

農業の6次産業化の展開の強化、地場産材利用促進の仕組みの構築、森林の持つ多面的機能の保全活用を進めるとともに、水産業の振興を図ります。また、中小企業の経営基盤の強化、中心市街地の活性化、魅力ある商店街の形成を図るとともに、企業誘致の推進、起業や創業の促進を図ります。さらに、観光の振興、都市間交流の促進を図ります。



第6章 構想の推進（市民協働のまちづくり）

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまちづくりを推進するためには、市民と行政の協働の取組が不可欠です。

地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民自らの参加による自主的なまちづくり運動や各種団体、民間企業等との連携・協働によるまちづくりを進めます。また、共に生きる地域づくりの推進、行政経営の効率化・高度化を図ります。



第1節 地域資源を活かした農林水産業を振興します（農業、林業、水産業）

- （1）農業経営・生産基盤の整備
- （2）6次産業化の推進と販路開拓・拡大支援
- （3）林業の振興
- （4）水産業の振興

第2節 商工業の振興と雇用の安定を図ります（商業、工業、労働）

- （1）起業・創業の促進
- （2）経営基盤の強化
- （3）個店・商店街の活性化
- （4）地場産業の振興
- （5）企業誘致の推進
- （6）労働環境の整備
- （7）雇用の安定

第3節 魅力ある資源を活かし観光を振興します（観光）

- （1）観光資源の発掘・活用
- （2）観光情報の発信
- （3）観光環境と観光振興体制の整備

第4節 都市間交流を進め、移住・二地域居住を促進します（都市間交流、移住、二地域居住）

- （1）都市間交流の推進
- （2）移住・二地域居住の推進

第1節 相互に支え合う地域力を向上させます（情報公開、市民協働、コミュニティ）

- （1）情報公開と市民参加
- （2）市民協働の推進
- （3）地域コミュニティへの支援

第2節 共に生きるこころの豊かさを育みます（男女共同参画、人権と平和、交流）

- （1）男女共同参画社会の形成
- （2）人権の尊重と平和の推進
- （3）交流の推進

第3節 都市経営を担う行政力を強化します（行財政）

- （1）広域行政の推進
- （2）行政改革の推進
- （3）人材育成の推進
- （4）健全な財政運営
- （5）地方分権の推進



沼田市第六次総合計画 ～こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田～【概要版】 平成 29 年 3 月

■発行 沼田市 ■編集 沼田市総務部企画課 ■〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町 780 番地

■電話 0278-23-2111 (代表) ■<http://www.city.numata.gunma.jp/>